

(令和7年習志野市議会第1回定例会)

発議案第1号

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 宮 本 博 之

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則

習志野市議会会議規則（昭和５７年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第１章 会議	第１章 会議
第１節～第８節 （略）	第１節～第８節 （略）
第９節 公聴会、参考人（第７８条—第８４条）	第９節 公聴会及び参考人（第７８条—第８４条）
第１０節 （略）	第１０節 （略）
第２章 委員会	第２章 委員会
第１節 総則（第９０条— <u>第９４条</u> ）	第１節 総則（第９０条— <u>第９４条の２</u> ）
第２節～第４節 （略）	第２節～第４節 （略）
第５節 委員長及び副委員長の互選（第１２６条— <u>第１２７条の２</u> ）	第５節 委員長及び副委員長の互選（第１２６条・ <u>第１２７条</u> ）
第６節 （略）	第６節 （略）
第３章～第７章 （略）	第３章～第７章 （略）
第８章 補則（第１６７条）	第８章 補則（ <u>第１６６条の２</u> —第１６７条）
附則	附則
（会期中の閉会）	（会期中の閉会）
第７条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第７条 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
（会議時間）	（会議時間）
第９条 （略）	第９条 （略）

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員３人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 (略)

(一事不再議)

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員３人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(一事不再議)

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(投票)

第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 (略)

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議

第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(投票)

第 29 条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 (略)

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議

題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

- 第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

- 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2 (略)

3 (略)

(発言内容の制限)

- 第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従

題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

- 第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

- 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2 (略)

3 (略)

(発言内容の制限)

- 第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従

わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立又は挙手の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させることに代えて、その者に採決の結果を表示するシステムの賛成ボタンを押させることによつて表決をとることができる。

わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立又は挙手の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させることに代えて、その者に採決の結果を表示するシステムの賛成ボタンを押させることによつて表決を採ることができる。

(投票による表決)

第 7 1 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第 7 4 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 7 条(議場の出入口閉鎖)、第 2 8 条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第 2 9 条(投票)、第 3 0 条(投票の終了)、第 3 1 条(開票及び投票の効力)、第 3 2 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 3 3 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序につ

(投票による表決)

第 7 1 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第 7 4 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 7 条(議場の出入口閉鎖)、第 2 8 条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第 2 9 条(投票)、第 3 0 条(投票の終了)、第 3 1 条(開票及び投票の効力)第 1 項から第 3 項まで、第 3 2 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 3 3 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序につ

いて出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

３ 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

（公述人の決定）

第８０条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

２ （略）

（会議録の記載事項）

第８５条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

（１）～（１５） （略）

２ 議事は、速記法又は録音機器によつて記録する。

（会議録の配付）

第８６条 会議録は、議員及び関係者に配付（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

（会議録署名議員）

第８８条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、法第１２３条第３項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、会議の都度２人を議長が会議において指名する。

第２章 委員会

いて出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

３ 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

（公述人の決定）

第８０条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

２ （略）

（会議録の記載事項）

第８５条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

（１）～（１５） （略）

２ 議事は、録音機器その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

（会議録の配付）

第８６条 会議録は、議員及び関係者に配付する。

（会議録署名議員）

第８８条 会議録に署名する議員は、会議の都度２人を議長が会議において指名する。

第２章 委員会

第 1 節 総則

(欠席の届出)

第 9 1 条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき（習志野市議会委員会条例（昭和 5 7 年条例第 3 2 号。以下「委員会条例」という。）第 1 5 条の 2 第 2 項の許可を受けた委員が同項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）をすることができないときを含む。次項において同じ。）は、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 (略)

(定足数に関する措置)

第 9 4 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員（委員会条例第 1 7 条第 1 項に規定するオンライン出席委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。第 1 3 1 条第 2 項及び第 1 3 2 条第 1 項を除き、以下同じ。）が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席（オンライン出席委員にあつては、オンライン出席をしないこと）を制止し、又は会議室外の委員に出席（委員会条例第 1 5 条の 2 第 2 項に規定するオンライン委員会（以下「オンライン委員会」という。）

第 1 節 総則

(欠席の届出)

第 9 1 条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 (略)

(定足数に関する措置)

第 9 4 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

にあつては、オンライン出席を含む。
以下同じ。)を求めることができる。

3 (略)

第2節 審査

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認め

3 (略)

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、習志野市議会委員会条例(昭和57年条例第32号。以下「委員会条例」という。)第15条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第2節 審査

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認め

るときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その可否を決める。

(発言の取消し又は訂正)

- 第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

- 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(オンライン委員会における互選)

- 第127条の2 前2条の規定にかか

るときは、委員でない議員 (以下この条において「委員外議員」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その可否を決める。

- 3 前2項の場合において、委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(発言の取消し又は訂正)

- 第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配付)

- 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配付に代えることができる。

わらず、オンライン委員会における
委員長及び副委員長の互選の方法そ
の他必要な事項は、議長が別に定め
る。

（表決問題の宣告）

第 1 2 8 条 委員長は、表決をとろう
とするときは、表決に付する問題を
宣告する。

（不在委員）

第 1 2 9 条 表決の際会議室にいない
委員は、表決に加わることができな
い。ただし、オンライン出席委員に
あつては、この限りでない。

（起立等による表決）

第 1 3 1 条 委員長が表決をとろうとす
るときは、問題を可とする者を起立又
は挙手をさせ、その多少を認定して可
否の結果を宣告する。

2 委員長が起立又は挙手の多少を認定
しがたいとき、又は委員長の宣告に対
して出席委員から異議があるときは、
委員長は、記名又は無記名の投票で表
決をとらなければならない。

（投票による表決）

第 1 3 2 条 委員長が必要があると認め
るとき、又は出席委員から要求がある
ときは、記名又は無記名の投票で表決
をとる。

2 （略）

（選挙規定の準用）

第 1 3 5 条 記名投票又は無記名投票を
行う場合には、第 2 8 条（投票用紙の
配付及び投票箱の点検）、第 2 9 条（投
票）、第 3 0 条（投票の終了）、第 3
1 条（開票及び投票の効力）及び第 3

（表決問題の宣告）

第 1 2 8 条 委員長は、表決を採ろう
とするときは、表決に付する問題を
宣告する。

（不在委員）

第 1 2 9 条 表決の際会議室にいない
委員は、表決に加わることができな
い。ただし、委員会条例第 1 5 条の
2 第 1 項の規定により、オンライン
による方法で出席している委員は、
この限りでない。

（起立等による表決）

第 1 3 1 条 委員長が表決を採ろうとす
るときは、問題を可とする者を起立又
は挙手をさせ、その多少を認定して可
否の結果を宣告する。

2 委員長が起立又は挙手の多少を認定
しがたいとき、又は委員長の宣告に対
して出席委員から異議があるときは、
委員長は、記名又は無記名の投票で表
決を採らなければならない。

（投票による表決）

第 1 3 2 条 委員長が必要があると認め
るとき、又は出席委員から要求がある
ときは、記名又は無記名の投票で表決
を採る。

2 （略）

（選挙規定の準用）

第 1 3 5 条 記名投票又は無記名投票を
行う場合には、第 2 8 条（投票用紙の
配付及び投票箱の点検）、第 2 9 条（投
票）、第 3 0 条（投票の終了）、第 3
1 条（開票及び投票の効力）第 1 項か

2 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

（オンライン委員会における起立等の認定をし難いとき等の表決）

第 1 3 5 条の 2 第 1 3 1 条第 2 項及び第 1 3 2 条から前条までの規定にかかわらず、オンライン委員会で委員長が起立若しくは挙手をした者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの起立又は挙手によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

（簡易表決）

第 1 3 7 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 1 3 8 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

（請願書の記載事項等）

第 1 3 9 条 （略）

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が

ら第 3 項まで及び第 3 2 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

（簡易表決）

第 1 3 7 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第 1 3 8 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

（請願書の記載事項等）

第 1 3 9 条 （略）

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表

署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 請願者が、請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第142条 (略)

2 (略)

者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 請願者が、請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するとき

(請願の審査報告)

第 1 4 3 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 1 4 4 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 1 4 5 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第 1 5 0 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 1 2 7 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第 1 5 2 条 議場若しくは委員会の会議室に入る者又はオンライン出席をする者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、

は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第 1 4 3 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 1 4 4 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 1 4 5 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第 1 5 0 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第 1 5 2 条 議場若しくは委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらか

この限りでない。

(資料等印刷物の配付許可)

第 1 5 7 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(情報通信端末機器の使用)

第 1 5 7 条の 2 議員は、情報通信端末機器（議会が貸与するタブレット端末に限る。以下同じ。）を会議において使用することができる。

2 議員は、前条の印刷物の配布を情報通信端末機器により電磁的記録を提供することにより行うことができる。

3 議員の情報通信端末機器の使用については、第 1 5 6 条の規定を準用する。

4 第 1 項及び前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

(議長の秩序保持権)

第 1 5 9 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第 1 6 1 条 懲罰については、議会は、第 3 7 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(出席停止期間中出席したときの措

じめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配付許可)

第 1 5 7 条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 1 5 9 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第 1 6 1 条 懲罰については、議会は、第 3 7 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第 1 6 1 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(出席停止期間中出席したときの措

置)

第 164 条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去（オンライン委員会にあつては、オンライン出席をしないようにすることを含む。）を命じなければならない。

第 8 章 補則

置)

第 164 条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

第 8 章 補則

（電子情報処理組織による通知等）

第 166 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配付）、第66条（答弁書の配付）、第86条（会議録の配付）、第125条（答弁書の配付）、第140条（請願文書表の作成及び配付）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）

が規定されているものを第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

６ 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第３項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第６項の規定により前２項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。）」とする。
（電磁的記録による作成等）

第１６６条の３ この規則の規定（第２８条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）第１項（第７４条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

２ 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する

	<u>この規則の規定により文書等により行 われたものとみなして、当該作成等 に関するこの規則の規定を適用する。</u>
--	---

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本案は、議会のデジタル化等に資するため、所要の改正を行うものである。

(令和7年習志野市議会第1回定例会)

発議案第2号

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 宮 本 博 之

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例

習志野市議会委員会条例（昭和５７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>（オンライン会議システムを活用した委員会）</u> <u>第１５条の２ 委員長は、重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生その他やむを得ない理由により、委員の委員会の開会場所への参集が困難と判断する場合であつて、委員会の運営に委員、第２１条の規定による求めに応じ説明のため出席する者その他の関係者が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用する必要があると認めるときは、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができる。</u> <u>２ 委員は、前項の規定により開会する委員会（以下「オンライン委員会」という。）へのオンライン会議システムによる出席（以下「オンライン出席」という。）を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</u>	<u>（委員会の開会方法の特例）</u> <u>第１５条の２ 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第２０条（秘密会）第１項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>（１） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>（２） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>２ 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>３ 第１項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用につ</u>

(定足数)

第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席（オンライン委員会にあつては、オンライン出席を含む。以下同じ。）しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第 1 項及び第 30 条第 1 項に規定する出席委員とする。

(表決)

第 17 条 委員会の議事は、出席委員（オンライン委員会にオンライン出席をした委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 (略)

(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン委員会においては、秘密会とすることができない。

2 (略)

(出席説明の要求)

第 21 条 (略)

いては、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第 17 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 (略)

(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(出席説明の要求)

第 21 条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第 2 2 条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させること(オンライン出席委員が当該命令に従わないときにあつては、オンライン出席ができないようにすること。)ができる。

3 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第 2 4 条 (略)

(公述人の決定)

第 2 5 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

(秩序保持に関する措置)

第 2 2 条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第 2 4 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 2 8 条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第 2 5 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させること（オンライン委員会にオンライン出席をした公述人の発言がその範囲を超え、又は当該公述人に不穏当な言動があるときにあつては、オンライン出席ができないようにすること。）ができる。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第29条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

（記録）

第30条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（代理人又は文書等による意見の陳述）

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第29条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。

（記録）

第30条 (略)

署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

3 前 2 項の記録は、議長が保管する。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本案は、議会のデジタル化等に資するため、所要の改正を行うものである。

(令和7年習志野市議会第1回定例会)

発議案第3号

専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	荒 木 和 幸
賛成者	習志野市議会議員	田 中 真太郎
〃	〃	布 施 孝 一
〃	〃	大 宮 こうた
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	央 重 則

専決処分事項の指定の一部改正

専決処分事項の指定について（平成５年７月１日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
１～３ （略）	１～３ （略） ４ <u>議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次に掲げる事項を全て満たす場合において、当該議決を経た契約金額を変更する契約を締結すること。</u> （１） <u>契約条項等に基づき契約金額を変更しなければならないこと。ただし、賃金又は物価の変動に基づく変更に限る。</u> （２） <u>当該議決を経た契約金額と変更契約しようとする金額の差が当該議決を経た契約金額の１割以内の範囲にあること。</u> （３） <u>当該議決を経た契約金額と変更契約しようとする金額の差が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例（昭和３９年条例第４号）第２条に規定する金額を超えないこと。</u>

提案理由

本案は、輕易な議決事項について専決処分事項に追加することにより、市の業務遂行の効率化及び議会運営の円滑化を図るため、所要の改正を行うものである。